

Certificate
Required for Export

近畿地域において

農畜水産物・食品の輸出の際に 求められる証明書一覧 (国・品目別)



(令和8年7月1日現在)

近畿農政局 経営・事業支援部

輸出に関する手続き・制度

(農林水産省輸出・国際局ホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/index.html



<お知らせ>

令和7年4月1日以降、国が発行する輸出証明書には、申請1件あたり870円の発行手数料の納付が必要となります。

※ 農林水産物・食品を輸出する際に、輸出先国の政府機関から求められる輸出証明書(輸出促進法第15条に基づき発行されるものをいう。)のうち、国が発行する輸出証明書については、令和7年4月1日以降、申請1件あたり870円の発行手数料の納付を要することとされています。

詳しくは、農林水産省輸出・国際局ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/shoumei_charge.html

はじめに

農畜水産物・食品の輸出に際しては、相手国・地域の輸入規則・食品規則を満たすとともに、相手国・地域の求めに応じ公的機関が作成した検疫証明書、衛生証明書等、そして東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて諸外国・地域が実施した輸入規制強化に伴い、産地証明書、放射性物質検査証明書等を提出する必要があります。

品目ごと、国・地域ごとに異なる証明書の発行機関及び問合せ先を一覧にまとめましたので、近畿地域からの輸出を検討されている皆様の参考としてご利用ください。

○ 注意事項

- ・ 本冊子において、近畿地域とは、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府4県です。
- ・ 令和8年7月1日時点の情報を掲載しており、その後の協議等により条件が変更される場合があります。なお、放射性物質に係る各国・地域の輸入規制に関する最新の情報は以下のホームページを参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

- ・ 掲載した証明書に加え、輸出先当局から他の証明書等の提出が求められる場合があります。

利用方法

- ・ 品目ごと、国・地域ごとに必要となる証明書及びその概略を記載しています。
- ・ 右に問合せ先の分類を載せており、下に問合せ先を載せていますので、証明書の取得方法、規制内容など詳細に関しては問合せ先にご確認ください。

必要となる証明書及びその概略を記載しています。

問合せ先は各ページの下に記載しています。

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
インド	一部の品目は植物検疫証明書が必要(精米、玄米、モモ、サクランボ、タマネギ等は消毒が必要。リンゴは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
	NON-GM証明書(リンゴ、豆、チコリー、ササゲ、ナス、アマ、メロン、パイナップル、プラム、米、ペニバナ、カボチャ、サトウキビ、ピーマン、トマト、小麦) ※上記以外の食品についても、遺伝子組換え食品ではないことを証明する書類等の提出により、遺伝子組換え食品でないことが確認できた場合には、NON-GM証明書を発行。	近畿農政局	②
インドネシア	植物検疫証明書	神戸植物防疫所	①
	ロット毎の残留農薬等分析証明書(りんごを除く)	インドネシア当局により登録されている検査機関※1	③

主な輸出先国・地域を記載しています。



目次

1 農産物(製茶を含む)の輸出の際に求められる各種証明書	1
2 畜産物・畜産加工品の輸出の際に求められる各種証明書	3
3 水産物(活を除く)・水産加工品の輸出の際に求められる各種証明書	9
4 加工食品(酒類を含む)の輸出の際に求められる各種証明書	13
5 品目別の輸出の際に求められる各種証明書	16

1 農産物(製茶を含む)の輸出の際に求められる各種証明書

(品目ごとの詳細な検疫条件、記載以外の国・地域、郵便物・携帯品等に関しては植物防疫所①に問い合わせください。)

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和8年7月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
インド	一部の品目は植物検疫証明書が必要(精米、玄米、モモ、サクランボ、タマネギ等は消毒が必要。リンゴは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。製茶は植物検疫証明書が必要。)	神戸植物防疫所	①
	NON-GM証明書(リンゴ、豆、チョコレート、ササゲ、ナス、アマ、メロン、パイナップル、プラム、米、ペニバナ、カボチャ、サトウキビ、ピーマン、トマト、小麦) ※上記以外の食品についても、遺伝子組換え食品ではないことを証明する書類等の提出により、遺伝子組換え食品でないことが確認できた場合には、NON-GM証明書を発行。	近畿農政局	②
インドネシア	植物検疫証明書	神戸植物防疫所	①
	ロット毎の残留農薬等分析証明書(りんごを除く)	インドネシア当局により登録されている検査機関※1	③
シンガポール	植物検疫証明書は不要。	—	①
タイ	植物検疫証明書(ウンシュウミカン等のかんきつ、日本ナシ、モモ、サクランボ、ブドウ、リンゴ、イチゴ、カキ、キウイフルーツ、ナス、メロン、スイカ、キュウリ、トマトは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
	青果物の食品衛生に関する証明書(選別・梱包施設の認定が必要。) (ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、県による認定証明書等※2、登録認定機関※3の証明、JFS-B規格適合証明書も可。)	近畿農政局 奈良県、和歌山県 登録認定機関 国際的な民間規格の認証機関	②
	GMP証明書(最終加工施設等の認定が必要。上記、青果物を除く) (ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証(各地方自治体の保健所等※4)、上記、青果物の食品衛生に関する証明書も可。)※5	近畿農政局 国際的な民間規格の認証機関 各地方自治体の保健所等	②
韓国	植物検疫証明書(製茶は不要。)	神戸植物防疫所	①
	一部県は品目により輸入停止。 放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県(13都県))(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明) 産地証明書(上記、13都県以外)(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)	近畿農政局	②
中国	植物検疫証明書(日本ナシ、リンゴは中国政府の輸入許可証を取得する必要。精米は二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)(新潟県は精米のみ輸出可(産地証明書が必要))) 放射性物質検査証明書及び産地証明書(上記、10都県以外)(野菜及びその製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品)(事実上輸入停止)※6	近畿農政局	②
フィリピン	植物検疫証明書(製茶は不要。精米、玄米、リンゴ、ナシはフィリピン政府の輸入許可証を取得する必要。イチゴは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
ベトナム	植物検疫証明書(リンゴ、日本ナシ、ウンシュウミカンは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
マレーシア	一部の品目は植物検疫証明書が必要(ウンシュウミカン、トウガラシ、ピーマン、精米、玄米はマレーシア政府の輸入許可証を取得する必要。)	神戸植物防疫所	①
台湾	植物検疫証明書(精米、製茶は不要。リンゴ、ナシ、モモ、スモモは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
香港	植物検疫証明書は不要。	—	①
	輸入停止(福島県)(野菜、果物) 放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(4県))(野菜、果物)	近畿農政局	②
マカオ	植物検疫条件に関する情報がないことから、現地荷受人等の関係者を通じて植物検疫機関への確認が必要。	神戸植物防疫所	①
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県))(野菜・果実)※7 放射性物質輸入規制に関する申告書(上記、10都県以外の野菜・果実)	マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所※8	②

EU	植物検疫証明書(精米、玄米、製茶は不要。ウンシュウミカン等のかんきつ、サクランボ、リンゴ、ナシ、トウガラシ、トマト、ピーマンは特別な検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
オーストラリア	植物検疫証明書(製茶は不要。カキ、キウイフルーツ、日本ナシ、ブドウ、リンゴ、イチゴ、メロン、玄米は二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
	食品安全管理証明書(豪州向けベリー類(いちごを含む):生鮮、冷凍、または乾燥したすぐに食べられるベリー)	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	③
米国	米国政府の輸入許可証(キウイフルーツ、イチゴ、ミョウガ、タマネギ、ナガイモ、ワサビ)一部の品目は米国政府の輸入許可証及び植物検疫証明書(カキ、日本ナシ、ウンシュウミカン、リンゴ、メロンは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
ロシア	植物検疫証明書(製茶は不要。サクランボ、リンゴ、ナシ、モモ、トマトは特別な検疫条件を満たす必要。)	神戸植物防疫所	①
	放射性物質検査証明書(放射性物質検査報告書)(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都(6都県))(食品(水産物を除く)(平成 23 年3月 11 日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)	近畿農政局	②
アラブ首長国連邦	植物検疫証明書	神戸植物防疫所	①
カタール	植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証	神戸植物防疫所	①
クウェート	植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証	神戸植物防疫所	①
サウジアラビア	植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証	神戸植物防疫所	①
バーレーン	植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証	神戸植物防疫所	①

※1: インドネシア検疫庁に登録されている日本国内の検査機関及び当該検査機関において検査可能な項目は以下のとおりです(長官令別添1参照)

インドネシア当局により登録されている検査機関(日本語版仮訳) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/id_lab-31.pdf

※2: 近畿農政局管内のタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定(タイ保健省告示第386号及び告示第420号)証明書の発行は、奈良県、和歌山県。

タイ向け青果物の食品衛生に係る証明書に関する都道府県お問い合わせ窓口一覧 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/Tai-21.pdf>

※3: 法に基づく登録認定機関(タイ向け輸出農産物の適合施設の認定等)は、株式会社シー・アイ・シー、SOMPOリスクマネジメント株式会社、一般財団法人東京顕微鏡院、アース環境サービス株式会社。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/tourokuninteikikan/attach/pdf/tourokuninteikikan_ichiran-17.pdf

※4: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※5: タイ向け輸出食品の製造施設に求められる衛生基準に係る規則への対応 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

※6: 野菜及びその製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品は、輸出に必要な放射性物質検査の検査項目が日本政府と中国政府との間で合意されていないため、放射性物質検査証明書を発行することができず、事実上輸入停止(該当品目は中国側のHSコードで示されています)。

※7: ALPS処理水の海洋放出に伴う規制 https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-95.pdf

※8: 輸出事業者自らが作成し、サイン証明の対応が可能な商工会議所でサイン証明を受けたもの。

マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所は、滋賀県(大津、長浜、彦根、八日市、草津、守山)、京都府(京都、綾部)、大阪府(大阪、堺、東大阪、高槻、岸和田、貝塚、茨木、吹田、八尾、豊中、池田、泉佐野、北大阪、守口門真、松原、高石、箕面、和泉、大東)、兵庫県(神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、伊丹、西脇、相生、赤穂、洲本、高砂、龍野、加古川、小野、加西、宝塚)、奈良県(奈良、大和郡山、生駒、橿原)、和歌山県(和歌山、海南、田辺、橋本、紀州有田)。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/macao_shoumei-6.pdf

問合せ先一覧

- ① 神戸植物防疫所 業務部 輸出検疫担当【植物検疫証明書】
<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu> Tel: 078-331-2384
- ② 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
【放射性物質検査証明書等】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
【タイ向け青果物の選別・梱包施設(食品衛生)に関する証明書】 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>
【タイGMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html Tel: 075-366-4053
- ③ 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html Tel: 03-6744-7185
【インドネシア向けロット毎の残留農薬等検査】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/id_lab.html
【オーストラリア向け食品安全管理証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/australia_berry.html

2 畜産物・畜産加工品(※1)の輸出の際に求められる各種証明書

(現在、国内での豚熱や鳥インフルエンザ発生を受けて、一部の国・地域への豚肉、鶏肉や鶏卵の輸出ができません。(問合せ先①))

(注) 下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和8年7月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
インド	輸出検疫証明書(牛原皮) (二国間で締結した条件ではないため、輸出の都度相手国に受入条件を御確認ください。)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	乳・乳製品、肉・肉加工品(家さん、魚及びこれら加工品を含む)、乾燥卵、乳幼児向け食品、栄養補助食品は、 インド政府による製造施設の登録が必要 です。(施設登録は貨物が出港する30日前までにインド政府に共有されることが必要。)(現在、畜産物・畜産加工品の登録された製造施設はありません。魚類・魚製品、栄養補助食品のみが登録されています。※2)	—	①
インドネシア	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉) ※3	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
シンガポール	輸出検疫証明書(牛肉、豚肉、家さん肉、家さん卵、食肉製品、家さん卵製品)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(農場の認定が必要)(穀付き家さん卵)(鶏、あひる、七面鳥又はうずらの穀付き生鮮卵であって、人の食用に供されるもの)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉(牛の可食部位(内臓を含む。))のうち冷蔵又は冷凍されたもの)、豚肉(豚の可食部位(内臓を含む。))のうち冷蔵されたもの(未経産豚又は去勢豚由来に限る。))又は冷凍されたもの) (原料食肉衛生証明書(認定非併設食肉処理施設で処理された食肉を輸出しようとする場合に限る。))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	① (③)
	衛生証明書(食肉製品等製造施設の認定が必要)(食肉製品等(食肉製品、冷凍食品、そうざい、レトルト食品、缶詰、油脂等で原料に含まれる肉が牛肉、豚肉又は家さん肉(鶏、あひる又は七面鳥の肉に限る。))のみであり、それらが5%以上含まれている製品) 原料食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(あらかじめ原料食肉を処理する者に対し、原本の提出を依頼すること。)	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等、保健所等	① (③)
	食肉衛生証明書(食鳥処理場等の認定が必要)(家さん肉(鶏、あひる又は七面鳥の可食部位(内臓を含む。)) 衛生証明書(製品製造施設等の認定が必要)(家さん肉製品(食肉製品、冷凍食品、そうざい、油脂等であって、原料に含まれる食肉が家さん肉のみであり、かつ、それが5%以上含まれている製品(レトルト食品及び缶詰を除く。)) 原料食肉衛生証明書(食鳥処理場等の認定が必要)(あらかじめ原料家さん肉を処理する者に対し、原本の提出を依頼すること。)	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等、保健所等	① (③)
	衛生証明書(家さん卵製品製造施設の認定が必要)(家さん卵製品(鶏、あひる、ガチョウ、七面鳥又はウズラの卵で作られた製品)	地方自治体(※4)の保健所等	① (③)
	衛生証明書(原料用の乳及び乳製品)(シンガポールから第三国(日本及びシンガポール以外の国及び地域)へ輸出する加工食品の原料として使用するために、シンガポールに輸出される乳及び乳製品)	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	①
タイ	輸出検疫証明書(牛肉、豚肉(停止の対象となる地域以外で生産、処理されたもの))【鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(骨なし肉、骨付き肉及び内臓に限る。))、豚肉(豚の枝肉由来の骨付きの肉及び骨なしの肉(ひき肉を除く。))、横隔膜筋部並びに脂肪のうち、冷蔵又は冷凍されたもの))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	輸出検疫証明書(原皮(平成23年2月4日以降にと殺された偶蹄類から生産されたもの)(豚原皮を除く))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(豚原皮)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	GMP証明書(最終加工施設の認定が必要。上記、食肉衛生証明書の対象品目を除く。) (ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証(各地方自治体の保健所等(※4))、JFS-B規格適合証明書、上記、食肉衛生証明書も可。) ※5	近畿農政局 国際的な民間規格の認証機関 各地方自治体の保健所等	④

韓国	輸出検疫証明書(鶏卵)【牛肉、豚肉、鶏肉は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(原皮(牛由来・豚由来))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	衛生証明書(製造・加工等施設の認定が必要)(畜産加工品(食肉加工品、乳加工品及び卵加工品)及び食肉・卵含有加工品(食肉や卵を主原料とする製品のうち、畜産加工品以外のもの))	近畿農政局	④
	動物由来原料を含む犬・猫・ハムスター・フェレット用ペットフードを輸出する製造施設は輸出国政府(動物検疫当局)による登録及び韓国政府への通知並びに韓国政府による承認が必要	消費・安全局 動物衛生課国際衛生対策室	⑤
	輸入停止(福島県、茨城県)(原乳) 放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県(13都県))(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明) 産地証明書(上記、13都県以外)(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)	近畿農政局	④
中国	輸出検疫証明書【輸出不可】※6	—	②
	輸出検疫証明書(鹿の骨及び皮(工業用に熱処理したものに限る)) (中国向け鹿の骨及び皮の輸出加工施設として中国政府の登録が必要)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(洗浄羽毛)(中国向け洗浄羽毛加工施設として中国政府の登録が必要)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)(すべての食品、飼料) 放射性物質検査証明書及び産地証明書(上記、10都県以外)(乳及び乳製品)(事実上輸入停止)※6、※7 産地証明書(上記、10都県以外)(乳及び乳製品以外の畜産物・畜産加工品、飼料)(事実上輸入停止)※6	近畿農政局	④
フィリピン	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(原皮(豚原皮を除く))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(豚原皮(工業用)(炭酸ナトリウムが2%含まれた海塩で28日以上浸漬した豚原皮炭酸ナトリウムが2%含まれた海塩で28日以上浸漬した豚原皮に限る))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
ベトナム	輸出検疫証明書(牛肉、鶏肉、豚肉(停止の対象となる地域以外で生産、処理されたもの))【鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(原皮)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(食鳥肉取扱施設の認定が必要)(食鳥肉(食鳥の生肉、冷凍肉その他食鳥の生及び冷凍の可食部分(製造の過程において認定施設以外の施設を経由したものを除く。)))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉、豚肉(牛及び豚の生肉及び内臓(心臓、肝臓及び腎臓に限る。))であって冷蔵又は冷凍のもの))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
マレーシア	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(乳及び乳製品)(動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては、マレーシア検疫検査局により発行されたImport permitに基づき輸出検査)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	乳及び乳製品の製造、加工、保管等を行う施設の認定が必要※3(乳及び乳製品(乳、粉乳、チーズ、乳を含むクリーム、バター、乳を含むアイスクリーム類、発酵乳及びその他乳製品))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	①
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉) ※3	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
ミャンマー	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①

台湾	輸出検疫証明書(牛肉、牛肉製品、豚肉製品)【豚肉、豚原皮、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 (殻付き家さん卵:国内において鳥インフルエンザの疑似患者が確認されたことから、家さん及び家さん由来製品について輸出検疫証明書の交付を一時停止)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(乳及び乳製品)(二国間で締結した条件ではないため、輸出の都度相手国に受入条件を御確認ください。)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(犬猫用ペットフード、犬猫用ガム)(二国間で締結した条件ではないため、輸出の都度相手国に受入条件を御確認ください。)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(動物用調整飼料)(二国間で締結した条件ではないため、輸出の都度相手国に受入条件を御確認ください。)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉(牛の可食部位(取扱要綱等に掲げる肉及び臓器等を含まない)) (原料食肉衛生証明書(認定非併設食肉処理施設で処理された牛肉を輸出しようとする場合に限る。))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	②
	衛生証明書(牛肉製品製造施設又は豚肉製品製造施設の認定が必要)(牛肉製品(使用される原料肉が牛肉のみである加工品又は、これをさらに加工した製品で取扱要綱等に掲げる製品)、豚肉製品(使用される原料肉が豚肉のみからなる加工品又は、これをさらに加工した製品)) 原料食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(あらかじめ原料食肉を処理する者に対し、原本の提出を依頼すること。)	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等、保健所等	① (③)
	衛生証明書(乳、乳製品、殻付き家さん卵、卵製品及び缶詰家さん肉製品) (取扱要領等に定める品目)	地方自治体(※4)の保健所等	① (③)
香港	輸出検疫証明書(牛肉、鶏肉、鶏卵、卵製品、豚肉(停止の対象となる地域以外で生産、処理されたもの))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	①
	輸出検疫証明書(原皮)(豚原皮については、停止の対象となる地域以外で生産、処理されたもの又は炭酸ナトリウムが2%含まれた海塩で28日以上浸漬したもの)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉(内臓、骨及び脂肪を含む。)) (原料食肉衛生証明書(認定非併設食肉処理施設で処理された牛肉を輸出しようとする場合に限る。))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(豚肉(細切したものを含む))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	① (③)
	食肉衛生証明書(食鳥処理場等の施設認定が必要)(家さん肉(細切したものを含む))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	輸出卵等の施設認定が必要(殻付き家さん卵(鶏、あひる、ガチョウ又は七面鳥)及び卵製品(複数の原材料からなるものであって原材料のうちの 하나가家さん卵である場合を除く))	地方自治体(※4)の保健所等	①
	衛生証明書(アイスクリーム類等(アイスクリーム類のほか、冷凍で販売される菓子類をいう))	各地方自治体(※4)の保健所等	①
	衛生証明書(乳、乳飲料及びクリーム)	各地方自治体(※4)の保健所等	①
	輸入停止(福島県)(牛乳、乳製品、粉乳) 放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(4県))(牛乳、乳製品、粉乳) 放射性物質検査証明書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(5県))(食肉、家さん卵)	近畿農政局	④
マカオ	輸出検疫証明書(牛肉、鶏肉、鶏卵、豚肉(停止の対象となる地域以外で生産、処理されたもの))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉(牛の可食部位(骨格筋及び内臓(舌、頬肉、心臓、横隔膜、胃、小腸、大腸及び肝臓))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	食肉衛生証明書(豚肉(内臓等の副産物を含む。))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	食肉衛生証明書(食鳥処理場等の施設認定が必要)(家さん肉(鶏、あひる及び七面鳥の可食部位))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県))(肉及びその製品、家さん卵、乳及び乳製品) ※8 放射性物質輸入規制に関する申告書(上記、10都県以外の肉及びその製品、家さん卵、乳及び乳製品)	マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所※9	④

EU	輸出検疫証明書(牛肉※10、鶏肉、鶏卵※11、卵製品、ケーシング、乳製品※12)【豚肉は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(施設の認定が必要)(ペットフード等(ペットフード、動物性加工たん白質飼料、飼料用魚油、家さん卵由来飼料))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の可食部位)、家さん肉(肉や卵の生産を目的として飼養された鶏、あひる及び七面鳥の可食部位))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	① (③)
	衛生証明書(施設の認定が必要)(ケーシング(牛、めん羊、山羊、豚等の動物の腸を加工したもので、ソーセージ等の製造に際して、肉を詰めるために使用されるもの))	地方自治体(※4)の保健所等	①
	衛生証明書(食肉製品製造施設等の認定が必要)(食肉製品(牛肉、豚肉又は家さん肉(鶏、あひる及び七面鳥)の可食部位の加工品又はそれらをさらに加工した加工品)、乳製品(生乳(牛、山羊又はめん羊に由来する乳)の加工品又はそれらをさらに加工した加工品をいう(直接飲用に供する目的で処理したものを含む))、殻付き卵(鶏から採取され、直接食用又は卵製品の調製に適した殻付き卵(ゆで卵等の調理した卵を除く。))及び卵製品(殻付き卵の加工品(液卵を含む。))又はそれらをさらに加工した加工品)) 食肉製品及び乳製品については、対EU輸出認定施設が未指定のため、輸出できません。 (ランピースキン病発生により、英国については、牛由来の未殺菌の生乳及び乳製品(初乳も含む)は輸出できません)	地方自治体(※4)の保健所等	① (③)
	衛生証明書(施設の認定が必要)(ゼラチン(動物の骨、皮、腱から製造したコラーゲンの部分的加水分解により得られたゲル化するまたはゲル化しない天然可溶性タンパク質)及びコラーゲン(動物の骨、皮、腱に由来するタンパク質を基盤とする製品))	地方自治体(※4)の保健所等	① (③)
	衛生証明書(EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要)(混合食品(別に分類される食品であって、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品(動物性加工済原料として水産製品又は養蜂製品を使用している(肉製品、乳製品、卵製品を使用していない)温度管理が必要な混合食品)))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	① ④
ロシア	輸出検疫証明書(EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要)(混合食品(別に分類される食品であって、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品(動物性加工済原料として、肉製品、乳製品、卵製品を使用しているもので温度管理が必要な混合食品、又は、温度管理の必要がない混合食品)))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】(ベラルーシを含む)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)(カザフスタン、ベラルーシ、アルメニア及びキルギスを含む)	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
アラブ首長国連邦	放射性物質検査証明書(放射性物質検査報告書を添付)(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都(6都県))(食品(水産物を除く)(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)	近畿農政局	④
	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
カタール	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※3	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
クウェート	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※3	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
サウジアラビア	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※13	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
バーレーン	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※3	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②

オーストラリア	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(牛肉エキス)(動物検疫所の輸出検査の申請に先立ち、オーストラリア農業省より輸入許可の取得が必要)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(常温保存可能牛肉製品(レトルト、缶詰等の食品))(オーストラリア農業省より輸入許可の取得が必要)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(乳及び乳製品)(動物検疫所の輸出検査の申請に先立ち、permitの取得が必要)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等のHACCP等の認定が必要)(牛肉(牛の骨なしの骨格筋(部分肉を細切したもの及び横隔膜を含む。)))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	① (③)
ニュージーランド	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の可食部位))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
米国	輸出検疫証明書(牛肉、鶏卵)【豚肉、鶏肉は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の可食部位))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	① (③)
カナダ	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	輸出検疫証明書(乳及び乳製品)	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等のHACCP等の認定が必要)(牛肉(牛由来の骨付きの肉及び骨なしの肉(ひき肉及びひき肉の原料となる肉を除く。)並びに牛の内臓(甲状腺、喉頭、経産牛の子宮及び乳房を除く。)))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	① (③)
アルゼンチン	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の骨付き又は骨なしの骨格筋に限る。))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
ウルグアイ	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の骨付き若しくは骨なしの骨格筋又は横隔膜であり、牛の頭部、足部(四肢の手根関節又は足根関節遠位端以降の部位)、蹄、内臓を含まない))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①
ブラジル	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等のHACCP等の認定が必要)(牛肉)	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	① (③)
メキシコ	輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	②
	食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要、個体識別番号により日本において生まれ、飼育されたことが確認できる牛)(牛肉(牛肉及びその加工品))	地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等	①

※1: 本表の記載以外の国・地域及び食肉、乳製品その他の畜産物について、検疫関係は動物検疫所(問合せ先②)に、衛生証明、放射性物質に係る輸入規制等については農林水産省(問合せ先①)又は近畿農政局(問合せ先④)にご確認ください。

※2: インド向け輸出食品の製造施設登録について https://www.aff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/in_registration.html

※3: 国から認められたハラール認証機関によるハラール証明を受ける必要があります。

※4: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※5: タイ向け輸出食品の製造施設に求められる衛生基準に係る規則への対応 https://www.aff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

※6: BSE及び口蹄疫発生のため、牛、牛肉、豚、豚肉、乳、乳製品等の輸入を停止。高病原性鳥インフルエンザ発生のため、家さん、家さん肉、家さん卵等の輸入を停止。

※7: 乳及び乳製品については、輸出に必要な放射性物質検査証明書の検査項目が日本政府と中国政府との間で合意されていないため、放射性物質検査証明書を発行することができず、事実上輸入停止。

※8: ALPS処理水の海洋放出に伴う規制 https://www.aff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-95.pdf

※9: 輸出事業者自らが作成し、サイン証明の対応が可能な商工会議所でサイン証明を受けたもの。

マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所は、滋賀県(大津、長浜、彦根、八日市、草津、守山)、京都府(京都、綾部)、大阪府(大阪、堺、東大阪、高槻、岸和田、貝塚、茨木、吹田、八尾、豊中、池田、泉佐野、北大阪、守口門真、松原、高石、箕面、和泉、大東)、兵庫県(神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、伊丹、西脇、相生、赤穂、洲本、高砂、龍野、加古川、小野、加西、宝塚)、奈良県(奈良、大和郡山、生駒、橿原)、和歌山県(和歌山、海南、田辺、橋本、紀州有田)。

https://www.aff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/macao_shoumei-6.pdf

※10: ランピースキン病の発生により、EU及び英国については、内臓(横隔膜及び咬筋は除く)は輸出できません。

※11: EU向け殻付き卵は、登録生産農場や認定施設が未指定のため、まだ輸出できません。

家さんの畜産物の輸出 https://www.aff.go.jp/aqs/hou/exkakin3.html#eu_c

※12: ランピースキン病発生により、英国については、牛由来の未殺菌の生乳及び乳製品(初乳も含む)は輸出できません。

※13: 湾岸承認センター(GAC)及び湾岸協理理事会(GCC)加盟国1か国の政府当局により認定されたハラールと畜証明書発行機関又はGCC加盟国のうち2か国以上の政府当局に認定されたハラールと畜証明書発行機関からハラール認証を受けたもの。

問合せ先一覧

- | | |
|--|-------------------|
| ① 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書、施設認定】
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html | Tel: 03-3501-4079 |
| ② 動物検疫所 神戸支所 検疫課【輸出検疫証明書】
https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/export_meat_list.html | Tel: 078-222-8990 |
| ③ 近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課【と畜場等の認定制度】 | Tel: 06-4791-7312 |
| ④ 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
【放射性物質検査証明書等】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
【タイGMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html
【衛生証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html | Tel: 075-366-4053 |
| ⑤ 消費・安全局 動物衛生課国際衛生対策室【韓国向け輸出ペットフード施設登録】
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-838.pdf | Tel: 03-3502-8295 |

3 水産物(活を除く)・水産加工品の輸出の際に求められる各種証明書

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和8年7月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
インド	衛生証明書(最終加工施設の認定が必要)(水産食品(生鮮品(冷蔵及び冷凍)、燻製品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。))	近畿農政局	①
	乳・乳製品、肉・肉加工品(家きん、魚及びこれら加工品を含む)、乾燥卵、乳幼児向け食品、栄養補助食品は、インド政府による製造施設の登録が必要です。(施設登録は貨物が出港する30日前までにインド政府に共有されることが必要。)(登録済み製造施設※1)	—	②
	衛生証明書(養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉)	農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課	③
インドネシア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物(活水産動物を除く。))及び藻類並びにそれらの加工品)、飼料用水産物)	近畿農政局(水産食品) 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ(飼料用水産物)	①②
シンガポール	衛生証明書(水産食品(有毒部位を除去したフグ(最終加工施設等の認定が必要。都道府県知事等が認定したふぐ処理者により処理されたもの。)、生きたカキ(シンガポール食品庁による承認を受けた貝類衛生プログラムに基づき生産されたかき)※2))	各地方自治体(※3)の保健所等	② ④
スリランカ	衛生証明書(最終加工・最終保管施設が衛生証明書の発行要件に該当すること)(水産食品(食用の冷凍魚類(海産物に限る。))及びその加工品))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	②
タイ	GMP証明書(最終加工施設・最終保管施設の認定が必要。)(ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証(各地方自治体の保健所等(※3))、JFS-B規格適合証明書も可。))※4	近畿農政局 国際的な民間規格の認証機関 各地方自治体の保健所等	①
	輸出申告書、輸出許可書、原産地証明書のいずれか1文書(水産物(調製品除く))	税関、商工会議所	⑤
韓国	衛生証明書(最終処理施設の認定が必要。)(水産食品(冷凍食用鮮魚類頭部(食用可能なすべての魚種(フグ類を除く。))から分離された頭部の可食部を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたもの)及び冷凍食用鮮魚類内臓(分離された食用可能なすべての魚種(フグ類を除く。))の卵巣、スケソウダラの腸、白子、イカの卵包腺等を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたもの)に限る。))	近畿厚生局	② ⑥
	衛生証明書(水産動物等(韓国が指定する水産動物及びその加工品(韓国が指定する生きている水産動物及び生きていない冷蔵及び冷凍のエビ類、カキ類並びにアワビ類(ただし頭部及び殻が除去されたエビ類並びに加熱加工品を除く。))) (錦鯉及びその他の観賞用水産動物(金魚等)については取扱要領等によるものとする。))	大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県※5	⑦
	漁獲証明書(我が国から大韓民国に船舶で輸出されるサンマであって、我が国を旗国とする漁船によって採捕されたものであり、冷蔵品又は冷凍品(HSコードが0302又は0303から始まるものに限る。)であること。))	水産庁 漁政部 加工流通課	⑦
	輸入停止(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(8県))(全ての水産物) 放射性物質検査証明書(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県、鹿児島県(8都道県))(全ての水産物)(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明) 産地証明書(16都道県(上記、8県及び8都道県)以外)(全ての水産物)(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)※6	近畿農政局 和歌山県(産地証明書(県内で水揚げ又は最終加工))	①
	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物(活水産動物を除く。))及び藻類並びにそれらの加工品))	近畿厚生局、和歌山県 ※7、※8	② ⑥
中国	衛生証明書(養殖施設・包装施設の認定が必要)(活水産物(食用の生きている水産物(ただし、観賞魚及びえさ用水産物を除く。))	水産庁 漁政部 加工流通課、和歌山県※9	② ⑦
	漁獲証明書(さけ類(養殖されたものを除く。))	水産庁 漁政部 加工流通課	⑦
	製造等企業登録(最終製造・加工又は最終貯蔵・保管施設の認定が必要)(政府推薦が必要とされているHS・CIQコードに該当する農林水産物・食品。)(「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検査協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。))及び、前段に該当するもののうち、政府推薦が必要とされているカテゴリーに属しており、中国海関総署動植物検疫所に施設の登録の申請が必要な農産物。)(「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検査協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	②
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県(10都県))(全ての食品、飼料) 放射性物質検査証明書及び産地証明書(上記、10都県以外)(水産物)(加工・保管・包装施設及び養殖場の登録が必要)(ストロンチウム90、トリチウムについて初回輸出までに検査し、毎回の輸出ロットごとに検査報告書を添付)	近畿農政局	①

ベトナム	衛生証明書(最終加工施設等の認定が必要)(水産食品(水産動物及びそれらの加工品(活水産動物を除く。)))	近畿農政局	①
	衛生証明書(活水産動物(食用の生きている水産動物(ただし、観賞魚及び飼料用水産物を除く。)))	衛生証明書発行機関※10 (近畿地域には登録している府県はない)	③
	検疫証明書(装飾用貝類(貝殻))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	⑧
マレーシア	衛生証明書(天然由来のエビ、カニ及びそれらの加工品以外は登録検査機関の試験成績書の結果が、取扱要綱等に定める各基準に適合することが必要)(畜水産食品(エビ、カニ及びそれらの加工品(エビにあつては、乾燥又は調味したものを除く。)))	近畿農政局	①
台湾	衛生証明書(貝類(食用の貝類(活を除く)及びそれらの加工品(乾燥品、塩蔵品、燻製品等)))	近畿農政局	①
	衛生証明書(貝類(活貝類))※11	和歌山県又は水産庁漁政部加工流通課	⑦
	衛生証明書(水産動物等(台湾が指定する水産動物及びその加工品(養殖・飼育用又は食用の魚類(本要領において「配偶子及び受精卵」を含む。)、甲殻類及び貝類であり、別表に記載する台湾が指定する生きている水産動物※12)))※13	兵庫県、奈良県、和歌山県	⑦
香港	衛生証明書(モクズガニ(我が国の在来種である「モクズガニ(Eriocheir japonicus)」)(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)については、ALPS処理水の海洋放出に伴う規制のため、 発行停止)※14 上記、10都県以外は、証明書発行機関が発行※15	京都商工会議所、大阪商工会議所、神戸商工会議所	②
	輸入停止 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、海塩、海藻(加工品を含む)については、ALPS処理水の海洋放出に伴う規制のため、 発行停止)※14	近畿農政局	①
マカオ	輸入停止 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)の海塩、海藻、水産及び水産製品)※14 放射性物質輸入規制に関する申告書 (上記、10都県以外の海塩、海藻、水産及び水産製品)	マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所※16	①
EU	衛生証明書(市場・漁船等及び加工・保管施設の認定が必要)(水産食品(海水産又は淡水産の動物(水棲哺乳類、蛙及び取扱要綱等に定める水生生物を除く。))及びその卵並びにこれらを含む食品)) (EU向け輸出ホタテガイ等二枚貝の生産海域等の指定等の対応が必要)	近畿農政局 各地方自治体(※3)の保健所等	① ⑥
	漁獲証明書(日本産原料種を用いた水産製品)又は加工証明書(外国産原料種を用いた水産製品)(水産製品(「HS条約」の品目表の3類並びに1604及び1605に分類される全てのものをいう(製品形態(未加工品、加工品)や輸送方法の別は問わない。)))	水産庁 漁政部 加工流通課	⑦
	衛生証明書(EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要)(混合食品(別に分類される食品であつて、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品(動物性加工済原料として水産製品のみを使用している(肉製品、乳製品、卵製品を使用していない)温度管理が必要な混合食品)))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	② ①
	輸出検疫証明書(施設の認定が必要)(ペットフード等(動物由来原料を含むペットフード、動物性加工たん白質飼料(養殖魚用飼料等)、飼料用魚油、家さん卵由来飼料))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	⑧
ウクライナ	輸出水産食品のための動物衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品であつて、ウクライナの指定する疾病対象品目以外のもの))	(一財)日本食品検査※17	② ⑨
ロシア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設・養殖施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品)(ALPS処理水の海洋放出に伴う規制のため、 発行停止)※14	(一財)日本食品検査※17	② ⑨
	輸入停止 (47都道府県)(魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(HSコード分類表の3類に分類される品目))(ALPS処理水の海洋放出に伴う規制のため、 発行停止)※14	近畿農政局	①
イスラエル	衛生証明書(「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に規定する認定施設リストにおいて認定施設ごとの輸出品目として記載された食品で認定施設において取扱われたもののほか、証明書の発行要件を満たしたもの)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	②
カタール	衛生証明書(水産食品動物(食用の水産動物及びそれらの加工品))	近畿農政局	①
サウジアラビア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品で取扱要綱等に掲げるもの))	(一社)日本食品認定機構※17	② ⑩

トルコ	衛生証明書(「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に規定する認定施設リストにおいて認定施設ごとの輸出品目として記載されている水産食品(トルコ向け輸出飼料用水産物にあってはその副産物を含む)であり、水産食品にあって認定施設の登録が完了したものであって、当該認定施設で取り扱われたもののほか、証明書の発行要件を満たしたもの(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品)及び飼料用水産物(飼料用の水産動物及びそれらの加工品))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	②
ヨルダン	衛生証明書(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品で取扱要綱等に掲げるもの))	近畿農政局	①
オーストラリア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用の水産動物及びその加工品)及び養殖等用飼料(取扱要綱等に掲げる養殖及び採捕の用に供する水産動物及びその加工品(当該水産動物を漁獲する際に混獲され、当該水産動物と混在した状態で我が国からオーストラリアへ輸出される頭足動物を含む。))) (サケ科(非加熱)及びアユは輸出不可)	(一財)日本食品検査※17	⑨
	原産地証明(かき(広島県の広島湾北部及び西部海域又は呉湾の海域以外で得られたものであって、我が国で加工・保管されたもの)(密閉容器に包装され、加熱処理によって滅菌されたもの及び 常温保存が可能なものを除く))	近畿農政局	①
ニュージーランド	衛生証明書(最終加工施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用水産動物(生きている水産動物を除く。))及びそれらの加工品(加工品は国内加工に限る))	近畿農政局	①
	衛生証明書(第三国加工の水産食品(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用水産動物(生きている水産動物を除く。))及びそれらの加工品のうち、日本及びニュージーランド以外の国及び地域の施設において加工し、日本国内で加工せず保管のみを行うもの。))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	②
	衛生証明書(二枚貝の輸出に際しては、「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく施設認定が必要)(二枚貝(海産及び淡水産の二枚貝並びにこれらの加工品(生鮮及び殻付きのものを除く。)))	近畿農政局 各地方自治体(※3)の保健所等	① (⑥)
ナイジェリア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品))	近畿農政局	①
米国	加工施設(関連施設含む)の認定が必要。(水産食品(魚介類(食用に供される淡水性並びに海水性の魚、甲殻類、その他の水棲動物(鳥類とほ乳類を除く。例えば、ワニ、カエル、ウミガメ、クラゲ、なまこ、ウニ及びこれらの動物の卵等)及びすべての軟体動物)を原料としていることがその食品の特徴である食品))	各地方自治体(※3)の保健所等 (一社)日本食品認定機構※17	⑩ (⑥)
	エビ製品の証明書(ウミガメの保護において問題ないことの証明書)(エビ製品(養殖により日本国内で生産されたエビ及び「特定えびかご漁業許可者」により漁獲されたホッコクアカエビにより生産又は漁獲されたエビを原料とした製品であって、別表の米国関税番号に該当し、米国向けに輸出されるエビ製品とする(第三国を経由して間接輸出されるものを含む。)))	水産庁 漁政部 加工流通課	⑦
カナダ	衛生証明書(カナダ食品検査庁(CFIA)が提示したリストに記載された魚種(内臓を除去した魚類、頭部を除去したエビ類、むき身・ハーフシェルにした二枚貝は除く。))については、CFIAによる輸入許可及び輸出国が発行する検疫に関する証明書の添付が必要)(水産動物等(カナダが指定する水産動物(ナガスクジラ、軟体動物、甲殻類)及びその加工品))	京都府、奈良県、和歌山県※18	⑦
ブラジル	衛生(食品衛生)証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品であって、取扱要綱等に掲げるもの及び別途政府が求めるもの)))	近畿厚生局	⑥
	衛生(動物衛生)証明書(最終加工・最終保管施設が食品衛生法又は条例に基づく営業許可又は営業届出を行っている施設であることが必要)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品)であって取扱要綱等に掲げる食品)	水産庁 漁政部 加工流通課	⑦
ペルー	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品であって、取扱要綱等に掲げるもの))	(一社)日本食品認定機構※17	②⑩
メキシコ	衛生証明書(取扱施設において最終加工されたものであり衛生証明書の発行要件を満たすこと)(水産食品(水産動物(活水産動物を除く。))及び藻類並びにそれらの加工品(乾燥品、塩蔵品、燻製品等))	近畿農政局	①

※1: インド向け輸出食品の製造施設登録について https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/in_registration.html

※2: 生きたかきの輸出が可能な都道府県・証明書発行機関 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-1029.pdf

※3: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※4: タイ向け輸出食品の製造施設に求められる衛生基準に係る規則への対応 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

※5: 近畿農政局管内の韓国向け輸出水産動物衛生証明書発行機関は、大阪府環境農林水産部水産課、
兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター及び同水産技術センター但馬水産技術センター、奈良県農林部農業水産振興課、和歌山県水産試験場。

韓国向け輸出水産動物衛生証明書発行機関リスト https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-937.pdf

※6: 食品輸出証明書の都道府県発行申請窓口一覧 近畿管内の原発事故関連証明書(産地証明書)発行は、和歌山県(韓国)

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_sonota-134.pdf

※7: 地方自治体が発行機関として登録されていない地域については、近畿厚生局が発行。

※8: 近畿管内の中国向け輸出水産食品衛生証明書発行機関は、和歌山県

中国向け輸出水産食品 衛生証明書発行機関一覧 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyutu_shinsei_asia-81.xls

※9: 近畿管内の中国向け活水産物輸出に係る証明書発行機関は、和歌山県

中国向け活水産物輸出に係る証明書発行機関一覧 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyutu_shinsei_asia-306.xls

- ※10: ベトナム向け活水产動物 衛生証明書発行機関(近畿地域には登録している府県はない)
https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/attach/pdf/Vietnam-live-21.pdf
- ※11: 台湾向け輸出貝類の取扱要綱に基づく証明書発行機関(活貝類) 近畿管内の証明書発行機関は、和歌山県
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-584.pdf
- ※12: 台湾向け対象魚類及びその対象疾病 https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/attach/pdf/taiwan-17.pdf
- ※13: 近畿管内の台湾向け輸出水産動物衛生証明書発行機関は、兵庫県、奈良県、和歌山県
 台湾向け輸出水産動物衛生証明書発行機関リスト https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/attach/pdf/taiwan-26.pdf
 (台湾向け輸出水産動物の取扱いについて https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/taiwan.html)
- ※14: ALPS処理水の海洋放出に伴う規制 https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-95.pdf
- ※15: 衛生証明書を発行する機関として香港に登録された証明書発行機関は、京都商工会議所、大阪商工会議所、神戸商工会議所。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-408.pdf
- ※16: 輸出事業者自らが作成し、サイン証明の対応が可能な商工会議所でサイン証明を受けたもの。
 マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所は、滋賀県(大津、長浜、彦根、八日市、草津、守山)、京都府(京都、綾部)、大阪府(大阪、堺、東大阪、高槻、岸和田、貝塚、茨木、吹田、八尾、豊中、池田、泉佐野、北大阪、守口門真、松原、高石、箕面、和泉、大東)、兵庫県(神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、伊丹、西脇、相生、赤穂、洲本、高砂、龍野、加古川、小野、加西、宝塚)、奈良県(奈良、大和郡山、生駒、橿原)、和歌山県(和歌山、海南、田辺、橋本、紀州有田)。
https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/macao_shoumei-6.pdf
- ※17: 登録認定機関一覧表 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/tourokuninteikikan/tourokuninteikikan_ichiran.html
- ※18: 近畿農政局管内の輸出水産動物の輸出衛生証明書発行機関は、京都府立農林水産技術センター、奈良県食農部農業水産振興課、和歌山県水産試験場。
 カナダ向け輸出水産動物の輸出衛生証明書発行機関リスト https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/attach/pdf/canada-17.pdf

問合せ先一覧

- | | |
|--|-------------------|
| ① 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 | Tel: 075-366-4053 |
| 【放射性物質検査証明書等】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html | |
| 【タイGMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html | |
| 【衛生証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html | |
| ② 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書、施設認定】 | Tel: 03-3501-4079 |
| https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html | |
| ③ 農林水産省 消費・安全局 畜産安全管理課【衛生証明書(養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉)】 | Tel: 03-6744-1708 |
| ④ 厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課【シンガポール向けフグ処理施設関係】
ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針(ガイドライン) https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000628050.pdf | |
| ⑤ 全国の商工会議所【原産地証明書】 https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciList | |
| ⑥ 近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課【衛生証明書、米国・EUの認定制度】 | Tel: 06-4791-7312 |
| ⑦ 水産庁 漁政部 加工流通課【漁獲証明書、ブラジル動物衛生証明等】 | Tel: 03-3501-1961 |
| https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/exporttetsuzuki.html | |
| ⑧ 動物検疫所 神戸支所 検疫課【輸出検疫証明書】 | Tel: 078-222-8990 |
| https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/export_meat_list.html | |
| ⑨ (一財)日本食品検査 関西事業所【衛生証明書、動物衛生証明書】 http://www.jffic.or.jp/ | Tel: 078-302-1043 |
| ⑩ (一社)日本食品認定機構【HACCP等の認定】 https://jfcc.or.jp/ | Tel: 03-5544-9810 |

4 加工食品(酒類を含む)の輸出の際に求められる各種証明書

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和8年7月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
インド	乳・乳製品、肉・肉加工品(家さん、魚及びこれら加工品を含む)、乾燥卵、乳幼児向け食品、栄養補助食品は、インド政府による製造施設の登録が必要です。(魚類・魚製品、栄養補助食品のみが登録されています。※1)(施設登録は貨物が出港する30日前までにインド政府に共有されることが必要。)	—	①
インドネシア	輸出証明書は不要。※2	—	②
シンガポール	輸出証明書は不要。	—	②
マレーシア	輸出証明書は不要。	—	②
タイ	GMP証明書(最終加工施設等の認定が必要。) (ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証(各地方自治体の保健所等※3)、JFS-B規格適合証明書も可)※4	近畿農政局 国際的な民間規格の認証機関 各地方自治体の保健所等	②
韓国	一部県は品目により輸入停止 放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県(13都県)(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)※2 産地証明書(上記、13都県以外)(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)※2 放射性物質検査証明書(北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県、鹿児島県(12都道県)(養魚用飼料、魚粉)(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)※2 放射性物質検査証明書(青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県(9県))(その他の飼料(牛、馬、ブタ、家禽等))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)	近畿農政局(酒類を除く)	②
	酒類の輸出に係る原発関連証明書(福島第一原子力発電所の事故を受けた輸出用酒類に係る証明書(放射性物質検査証明書(韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素131(300Bq/kg)並びに放射性セシウム134及び137(合計100Bq/kg)を含まない)(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県(13都県)の都県(指定都県)において製造))、製造地証明書(指定都県(上記、13都県)以外の道府県において製造、製造日証明書(平成23年3月11日より前に製造))	大阪国税局	③
中国	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県))(全ての食品、飼料) 産地証明書(上記、10都県以外)※2、※5(その他の食品(水産物、野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物製品以外の食品)・飼料) 放射性物質検査証明書及び産地証明書(上記、10都県以外)(事実上輸入停止)※6(野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物製品)	近畿農政局(酒類を除く)	②
	製造等企業登録(最終製造・加工又は最終貯蔵・保管施設の認定が必要)(政府推薦が必要とされているHS・CIQコードに該当する農林水産物・食品。)(「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。))及び、前段に該当するもののうち、政府推薦が必要とされているカテゴリーに属しており、中国海関総署動植物検疫司に施設の登録の申請が必要な農産物。)(「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	①
	酒類の輸出に係る原発関連証明書(福島第一原子力発電所の事故を受けた輸出用酒類に係る証明書(製造地証明書(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県及び東京都以外の道府県において製造))	大阪国税局	③
フィリピン	輸出証明書は不要。※2	—	②
ベトナム	輸出証明書は不要。※2	—	②
香港	衛生証明書(アイスクリーム類等(アイスクリーム類のほか、冷凍で販売される菓子類をいう))	各地方自治体(※3)の保健所等	①
	輸入禁止(福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)(水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、海塩、海藻(加工品を含む)(加工品に該当するかは確認が必要))※7	近畿農政局	②
マカオ	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)の乳及び乳製品、水産及び水産製品、肉及びその製品)※7 放射性物質輸入規制に関する申告書(上記、10都県以外の肉及びその製品、家さん卵、乳及び乳製品)	マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所※8	②

EU	輸出検疫証明書(EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要)(混合食品(別に分類される食品であって、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品(動物性加工済原料として、肉製品、乳製品、卵製品を使用しているもので、温度管理が必要な混合食品、又は、温度管理の必要がない混合食品)))	動物検疫所	④
	衛生証明書(EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要)(混合食品(別に分類される食品であって、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品(動物性加工済原料として水産製品のみを使用している温度管理が必要な混合食品)))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	① ②
ロシア	輸入停止(47都道府県)(魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(HSコード分類表の3類に分類される品目))※7 放射性物質検査証明書(放射性物質検査報告書)(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都(6都県))(食品(水産物を除く)(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)	近畿農政局(酒類を除く)	②
	酒類の輸出に係る原発関連証明書(福島第一原子力発電所の事故を受けた輸出用酒類に係る証明書(一部の都県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び東京都)産の酒類について製造日証明書(平成23年3月11日より前に製造)、放射性物質検査証明書(放射性セシウム137がロシアの定める基準(上限値160Bq/kg)を満たしていることについての検査結果報告書を添付)))	大阪国税局	③
オーストラリア	ウイスキー等に係る貯蔵年数証明書(木製の樽で最低2年間熟成されていることの証明)(ウイスキー等(ウイスキー、ブランデー及びラム))	大阪国税局	③
米国	輸出証明書は不要。	—	②
カナダ	輸出証明書は不要。	—	②
ブラジル	原産地証明書(日本国内で生産又は加工され、問題なく流通しており、清涼飲料水及び粉末清涼飲料に係る規格基準の要件を満たすこと、又は、JASマークを取得していること)及びブラジル政府に登録済の分析機関による分析報告書※9※10(清涼飲料水等(清涼飲料水、粉末清涼飲料及び食酢))	近畿農政局	②
	衛生(動物衛生)証明書(最終加工・最終保管施設が食品衛生法又は条例に基づく営業許可又は営業届出を行っている施設であることが必要)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品)であって取扱要綱等に掲げる食品)	水産庁 漁政部 加工流通課	⑥
	酒類の輸出に係る原産地証明書(原産地証明(輸出者、製造者及び輸入者の名前等の情報、運送方法等並びに輸出する製品についての情報。また、ブラジルにおける酒類の規格基準に適合していない場合で地理的表示の指定を受けているときには、その旨の記載と証明書に記載する地理的表示は、ラベル上にも表示が必要。)、分析証明(所定の分析項目に従って分析結果の記載が必要。)) ブラジル政府に登録済の分析機関による分析報告書※9	大阪国税局	③
湾岸協力理事会(GCC)に加盟する国※11	衛生証明書(最終加工施設が証明書の発行要件に適合していることが必要)(GCCが定める輸入食品の管理に関するガイドラインにおける加工食品(Processed Food)の定義に該当する食品(缶詰、調理、冷凍、乾燥、製粉等の加工が行われた食品であって、肉及び肉製品、魚及び魚製品、乳および乳製品、卵及び卵製品、蜂蜜又は蜂製品のカテゴリーの食品に該当しないもの)(植物検疫証明書及び輸出検疫証明書が発行される食品を除く。))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	①

※1: インド向け輸出食品の製造施設登録について https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/in_registration.html

※2: 植物を原材料とする品目は、加工の程度により植物検疫証明書(問合せ先⑦)が求められる場合があります。

※3: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※4: タイ向け輸出食品の製造施設に求められる衛生基準に係る規則への対応 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

※5: 中国向けに輸出する場合、品目により食品の製造等を行った企業を中国政府に登録することが求められます(問合せ先⑧)。

※6: 野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物製品は、輸出に必要な放射性物質検査の検査項目が日本政府と中国政府との間で合意されていないため、放射性物質検査証明書を発行することができず、事実上輸入停止(該当品目は中国側のHSコードで示されています)。

※7: ALPS処理水の海洋放出に伴う規制 https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-95.pdf

※8: 輸出事業者自らが作成し、サイン証明の対応が可能な商工会議所でサイン証明を受けたもの。

マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所は、滋賀県(大津、長浜、彦根、八日市、草津、守山)、京都府(京都、綾部)、大阪府(大阪、堺、東大阪、高槻、岸和田、貝塚、茨木、吹田、八尾、豊中、池田、泉佐野、北大阪、守口門真、松原、高石、箕面、和泉、大東)、兵庫県(神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、伊丹、西脇、相生、赤穂、洲本、高砂、龍野、加古川、小野、加西、宝塚)、奈良県(奈良、大和郡山、生駒、橿原)、和歌山県(和歌山、海南、田辺、橋本、紀州有田)。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/macao_shoumei-6.pdf

※9: ブラジル政府に登録済の分析機関 (一財)日本食品分析センター、(一財)食品環境検査協会、その他、SISCOLEに基づいて登録された日本の分析機関

※10: ブラジルに輸出する清涼飲料水等に関する原産地証明書の発行について

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_tyunanbei-50.pdf

※11: 我が国から、湾岸協力理事会(GCC)加盟国のうち二国間協議を了した国(オマーン、カタール)

問合せ先一覧

- | | |
|--|-------------------|
| ① 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書】
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html | Tel: 03-6744-7185 |
| ② 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
【放射性物質検査証明書等(酒類を除く)】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
【タイGMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html | Tel: 075-366-4053 |
| ③ 大阪国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係【輸出酒類に係る証明書】
https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/01.htm | Tel: 06-6941-5331 |
| ④ 動物検疫所 神戸支所 検疫課
https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/export_meat_list.html | Tel: 078-222-8990 |
| ⑤ 近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課【衛生証明書】 | |
| ⑥ 水産庁 漁政部 加工流通課【ブラジル動物衛生証明等】
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/exporttetsuzuki.html | Tel: 03-3502-4190 |
| ⑦ 神戸植物防疫所 業務部 輸出検疫担当【植物検疫証明書】 | Tel: 078-331-2384 |
| ⑧ (一財)新日本検定協会 食品営業グループ部【中国向け輸出食品の製造等企業登録】
中華人民共和国向け輸出食品に対する証明書や施設認定の申請について
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kakukokukisei1.html
中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る農林水産省における登録申請受付等について
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html
中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html | Tel: 045-534-7392 |

5 品目別の輸出の際に求められる各種証明書

令和8年7月1日現在

品目	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
錦鯉の輸出	衛生証明書(農林水産省消費・安全局畜産安全管理課水産安全室が作成する養殖施設のリストの登載が必要)※1、※2 中国向けについては、「中華人民共和国向け輸出錦鯉の取扱要領・様式」により手続。 ※3	都道府県	①
第三国由来輸出水産動物等の輸出	衛生証明書(第三国由来輸出水産動物等(第三国から我が国に輸入後、我が国から輸出される輸出先国が指定する水産動物及びその加工品)の輸出の際に輸出先国政府機関から衛生証明書の提出又は提示が求められる場合に必要) ※4	近畿農政局	②
試験研究用輸出水産動物の輸出	衛生証明書(試験研究用輸出水産動物(我が国から輸出され、試験研究用に用いられる輸出先国が指定する水産動物)の輸出の際に輸出先国政府機関から衛生証明書の提出又は提示が求められる場合に必要) ※5	近畿農政局	②
まぐろ類の輸出証明書の発行	まぐろ類の輸出証明書(漁獲証明書又は再輸出証明書(くろまぐろ))、(輸出証明書又は再輸出証明書(みなみまぐろ))、(統計証明書又は再輸出証明書(めばちまぐろ、めかじき)) (まぐろ類(くろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ及びめかじき)の魚肉部分) ※6	水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室(まぐろ類)くろまぐろについての証明書発行機関(くろまぐろ) 和歌山県※7	③
めろの輸出・再輸出証明書の発行	輸出・再輸出証明書(輸出・再輸出証明書のほか、漁獲証明書等、売買関係書類が必要)(輸出においては、輸出証明書と輸出しようとするめろが我が国に陸揚げされた際に添付されていた、めろ漁獲証明書の写し、再輸出においては、再輸出証明書と再輸出しようとするめろが我が国に輸入された際に添付されていためろ輸出証明書の写し(めろ再輸出証明書が添付されていた場合は、当該めろ再輸出証明書の写しを含む。)、及び輸入された際に経済産業大臣の確認を受けた「めろを輸入する場合の確認申請書」、並びに売買関係書類が必要) ※8、(めろ(まじえらんあいなめ等(Dissostichus属のものに限る。))	水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室	③
キャビアの輸出・再輸出に係る施設の登録	キャビアの輸出・再輸出には、輸出承認証及びCITES輸出許可書が必要であり、養殖場、加工工場、再包装工場の登録が必要。 ※9、※10、※11(キャビア(チョウザメ目(Acipenseriformes)の種(チョウザメ目チョウザメ科(Acipenseridae)「チョウザメ類」という、チョウザメ目ヘラチョウザメ科(Polyodontidae)「ヘラチョウザメ類」という)の加工された未受精卵)) 「輸出承認証」: 経済産業大臣が輸出の申請に対して承認した書類 「CITES輸出許可書」: ワシントン条約管理当局が発行した輸出を許可する書類(CITES輸出許可書・再輸出証明書)	(施設登録) 水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室	④

※1: 輸出錦鯉の取扱要領・様式 https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/nishikigoi.html

※2: 錦鯉衛生証明書様式 https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/koi/yoshiki.html

※3: 中華人民共和国向け輸出錦鯉の取扱要領・様式 https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/china.html

※4: 第三国由来輸出水産動物等の取扱要綱 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei-27.pdf

※5: 試験研究用輸出水産動物の取扱要綱 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei-55.pdf

※6: まぐろ類の輸出証明書の取扱要綱 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_sonota-120.pdf

※7: 輸出向けくろまぐろ漁獲証明書及びくろまぐろ再輸出証明書の申請先一覧 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/exporttuna/attach/pdf/tunatuna-24.pdf>

※8: めろの輸出・再輸出証明書の取扱要綱 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_sonota-119.pdf

※9: キャビアの輸出・再輸出について <https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/caviar.html>

※10: キャビア輸出・再輸出のための施設(養殖場、加工工場、再包装工場)の登録等取扱要領 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/attach/pdf/caviar-2.pdf>

※11: 経済産業省関係HP(キャビアを輸出される方へ) https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_caviar.html

問合せ先一覧

① 農林水産省 消費・安全局 畜産安全管理課 水産安全室

【輸出錦鯉衛生証明書】https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/nishikigoi.html

② 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課【衛生証明書】

第三国由来輸出水産動物等 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_sonota.html#exporter_guide4_suisan1

試験研究用輸出水産動物 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_sonota.html#exporter_guide4_suisan2

③ 水産庁 漁政部 加工流通課 水産物貿易対策室【輸出証明書】

マグロ類の輸出手続きについて <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/exporttuna/tunatuna.html>

めろの輸出・再輸出証明書の発行 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_sonota.html#exporter_guide4_mero

④ 水産庁 増殖推進部 漁場資源課 生態系保全室【施設登録】

キャビアの輸出・再輸出に係る施設の登録 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/caviar.html>

○ 近畿地域の農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口

近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

<https://www.maff.go.jp/kinki/seisan/nousan/yusyutu/index.html>

TEL:075-414-9101



各国の食品・添加物等の規格基準（世界各国の食品等に係る法規、規格及び規制に関する情報をとりまとめています。）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/index.html>

日本からの輸出に関する制度（各国・地域の輸入に関する諸規制を、品目、国・地域、項目ごとに調べることができます。）

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide.html>

このほか、自由販売証明書を求められることがあります。輸出先国・地域や輸出する製品により、求められる書類は異なります。自由販売証明書の他にどのような書類が必要か、輸出者自身で輸出先国・地域にご確認ください。